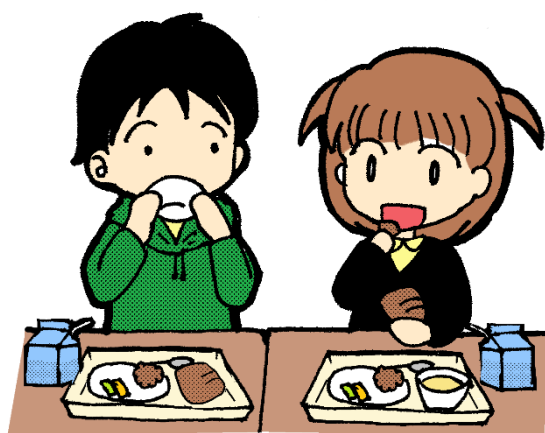


佐倉市学校給食 食物アレルギー対応の手引き

《令和2年度改訂》



佐倉市教育委員会

はじめに

食物アレルギーのある児童生徒への学校給食の提供は、食物アレルギーが生命にかかわる症状を引き起こすこともある重大な疾患であることから、個に応じたきめ細やかな対応が求められています。

学校給食法の改正に伴い、文部科学省から平成 20 年 10 月に出された「学校給食における食事内容について」では、食物アレルギー等のある児童生徒に対し、校内の指導体制の整備や、保護者・主治医との連携等、可能な限り個々の状況に応じた対応に努めるように示されています。また、学校におけるアレルギー疾患の対応は、平成 20 年に財団法人日本学校保健会（当時）により作成された「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき対応をすることとされています。

そこで、本市においても、教職員及び保護者が、食物アレルギーに関する正しい知識と理解を深め、すべての学校で食物アレルギーのある児童生徒へ適切な対応ができるよう、平成 25 年 3 月に「佐倉市学校給食食物アレルギー対応の手引き」を作成いたしました。

その後、令和元年に公益財団法人日本学校保健会発行の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が改訂となり、学校生活管理指導表の内容が追加されたことから、食物アレルギー事故防止対策の充実に向け、関係者のご意見をいただきながら本手引きを改訂いたしました。

引き続き本手引きをご活用いただき、食物アレルギーのある児童生徒が安全で楽しい給食時間を過ごすことができるよう、学校と家庭が協力し、共通理解することで、児童生徒のよりよい支援につなげたいと考えております。

末尾となりましたが、本手引きの改訂に当たり、ご尽力いただきました皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和 2 年 10 月
佐倉市教育委員会

目 次

[Ⅰ] 食物アレルギーについて

- 1. 食物アレルギーについて…………… 1 ～ 2
- 2. アナフィラキシーへの対応…………… 3
- 3. アドレナリン自己注射薬（エピペン®）について …… 4 ～ 5

[Ⅱ] 学校給食における食物アレルギー対応の実際

- 1. 学校給食での対応実施基準…………… 6
- 2. 学校給食での対応の流れ…………… 6 ～ 8
- 3. 学校給食での対応の流れ（図） …… 9
- 4. 学校給食の提供における食物アレルギー対応の種類…………… 10 ～ 11
- 5. 食物アレルギー対応における教職員の役割…………… 12
- 6. 毎月の食物アレルギー対応食を提供する場合の流れ…………… 13
- 7. 毎月の食物アレルギー対応食を提供する場合の注意点…………… 14
- 8. 発生時の対応…………… 15 ～ 16
- 9. 本手引き及び概要版の活用について…………… 17 ～ 20

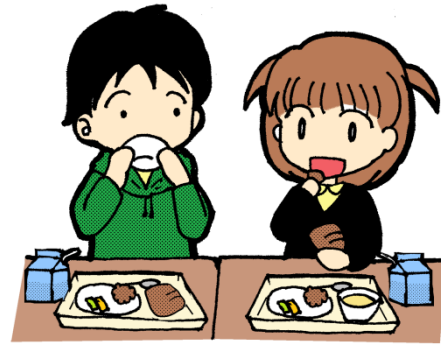
様 式

- 様式1 - ① 食物アレルギー対応食実施申請書（新規用）…………… 24
- 様式1 - ② 食物アレルギー対応食実施申請書（継続用）…………… 25
- 様式2 学校生活管理指導表（食物アレルギー用）…………… 26 ～ 27
- 様式3 食物アレルギー児童生徒面談等記録票…………… 28 ～ 29
- 様式4 食物アレルギー個人調査票…………… 30 ～ 31
- 様式5 食物アレルギー対応食実施決定について（通知）…………… 32
- 様式6 食物アレルギー対応（変更・停止）申請書…………… 33

〔Ⅰ〕 食物アレルギーについて

1. 食物アレルギーについて

（１）食物アレルギーとは



原因となる食べ物を食べたり、体についたりした後に、身体に不利益な症状が起こる現象です。

※食べ物に含まれる^{どくそ}毒素による反応（食中毒）や、体質的に^{にゅうとう}乳糖を分解できず

に下痢^{げり}を起こす病気（乳糖不耐症^{にゅうとうふたいしょう}）は食物アレルギーではありません。

（２）食物アレルギーにより引き起こされる主な症状

①皮膚症状：かゆみ，じんましん，むくみ，赤くなる，しっしん



②粘膜症状：〔眼症状〕目の結膜^{けつまく}の充血^{じゅうけつ}，むくみ，かゆみ，涙が流れる，

まぶたのむくみ

〔鼻症状〕くしゃみ，鼻汁，鼻がつまる



〔口腔咽頭症状^{こうくういんとう}〕口の中・くちびる・舌の違和感，はれ，

口の中のかゆみ・イガイガ感



③消化器症状：腹痛，気分が悪い，嘔吐^{おうと}，下痢^{げり}，血便

④呼吸器症状：のどが苦しい，のどのはれ，かすれ声，苦しい咳，

ゼーゼーする，呼吸困難

⑤全身性症状：〔アナフィラキシー〕多臓器の症状（３頁参照）

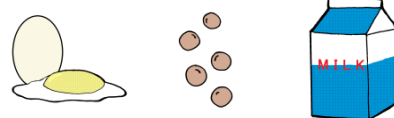
〔アナフィラキシーショック〕脈が早くなる，ぐったり，

意識障害，血圧低下



(3) 原因となる食べ物

原因となる食べ物の割合は年齢によって異なります。乳幼児では鶏卵、乳製品、小麦が多く、小学校以上では、甲殻類（えび、かになど）、果物類、魚類などを原因として症状が現れることが多くなっています。その他に、ピーナツ、そば、大豆、魚卵など様々な食べ物が原因となります。（表1）



（表1）即時型食物アレルギー（※）の新規発症例

n（調査人数）=1,375人

	0歳 n=678	1歳 n=248	2, 3歳 n=169	4-6歳 n=85	7-19歳 n=105	20歳以上 n=90
No. 1	鶏卵 55.6%	鶏卵 41.5%	魚卵 20.1%	ソバ 15.3%	果物類 21.9%	小麦 23.3%
No. 2	牛乳 27.3%	魚卵 14.9%	鶏卵 16.6%	鶏卵 14.1%	甲殻類 17.1%	甲殻類 22.2%
No. 3	小麦 9.6%	牛乳 8.9%	ピーナツ 10.7%	木の実類 11.8%	小麦 15.2%	果物類 18.9%
No. 4		ピーナツ 8.5%	牛乳 8.9%	果物類 魚卵 10.6%	鶏卵 10.5%	魚類 12.2%
No. 5		果物類 小麦 5.2%	小麦 8.3%		ソバ 魚卵 6.7%	

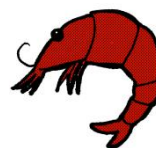
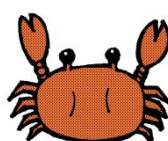
（「食物アレルギー診療の手引き 2011」から引用）

（※）即時型食物アレルギー

原因となる食べ物を食べた後、通常2時間以内にアレルギー反応による症状が起こること。食物アレルギーのある児童生徒は、ほとんどがこの病型に分類されます。

(4) 経過

- ・乳児、幼児早期の即時型食物アレルギーの主な原因である鶏卵、乳製品、小麦は、その後、歳をとることで症状を現さなくなることが多いです。（3歳までに50%、学童までに80～90%が食べられるようになります。）
- ・学童から成人で新規発症する即時型食物アレルギーの原因食物は、甲殻類、小麦、果物、魚類、ソバ、ピーナツが多く、改善される可能性は、乳児期に発症した場合に比べて低いです。



2. アナフィラキシーへの対応

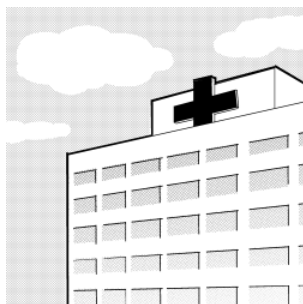
(1) アナフィラキシーとは

食べ物、薬物、ハチ毒などが原因で起こる即時型アレルギー反応で、皮膚、呼吸器、消化器など、体全体に症状が現れることです。時に血圧低下や意識喪失などを引き起こすことがあります。こうした生命をおびやかす危険な状態を特に「アナフィラキシーショック」と呼びます。



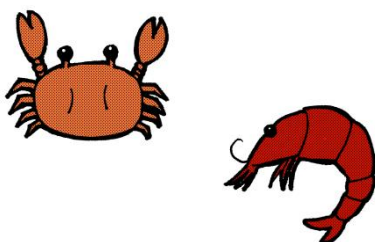
(2) アナフィラキシーに対する注意点

- ・症状の進行は早く、アドレナリン投与（エピペン®の注射）を含めて迅速な対応が必要です。（エピペン®については4頁参照）
重症度に応じて速やかに医療機関へ搬送することが重要です。
- ・アナフィラキシー症状は、一度治まった症状が数時間後に再度現れることがあります（二相性反応）。このため、症状が現れた後4時間までは医療機関で経過観察することが望ましいです。



(3) 食物依存性運動誘発アナフィラキシーと注意点

- ・原因となる食べ物を食べた後、運動を行ったときにアナフィラキシーを起こすことです。アレルギー歴が無い場合でも、突然発症する場合があります。
- ・原因となる食べ物は、小麦、甲殻類（えび、かに）が多く、中学生に起こりやすい傾向があります。
- ・原因となる食べ物を食べた後から2時間（可能なら4時間）運動は控えます。
- ・原因となる食べ物を食べなければ運動は可能です。（必ずしも運動を全面禁止にする必要はありません）



3. アドレナリン自己注射薬（エピペン®）について

（1）エピペン®とは

- ・エピペン®は，アナフィラキシーショックの補助治療薬で，自己注射して使用するものです。
- ・エピペン®は，アナフィラキシーの補助治療を目的とした自己注射薬であるため，使用後は必ず救急搬送し，医療機関で受診するようにします。



体重 15～30 kgの方が使用するもの（緑色）



体重 30 kg以上の方が使用するもの（黄色）

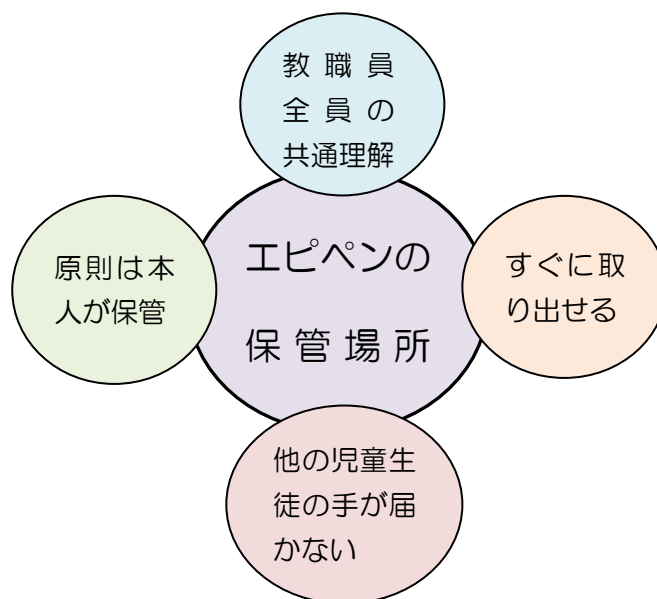
※ファイザー株式会社ホームページから引用

（2）エピペン®の使用について

- ・エピペン®は，ショック症状に陥ってからではなく，その前段階で使用した方が効果的です。迷った場合は使用します。具体的には，呼吸器症状として，頻発する咳や呼吸困難感，消化器症状としては，強い腹痛や繰り返す嘔吐などが当てはまります。
- ・学校において緊急の場に居合わせた関係者が，エピペン®を使用できない状況にある本人のかわりに注射することは許されます。（「学校におけるアレルギー疾患の取り組みガイドライン」）
- ・平成 21 年 3 月より，アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある傷病者があらかじめエピペン®を処方されている場合，救急救命士はエピペン®を業務として使用することが可能となりました。

（3）エピペン®の管理

- ・エピペン®の保管は，本人が行うことが原則です。
しかし，低年齢で管理上の問題などの理由により保護者から薬の保管を求められた場合は，保護者と校長，関係教職員で検討します。



(4) エピペン®の使い方

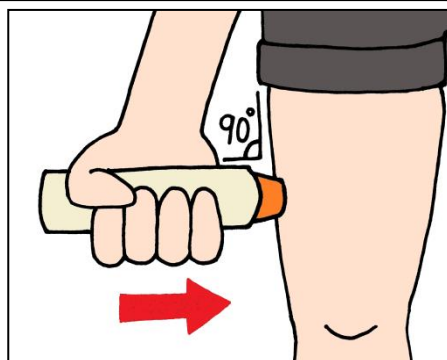
① 準備

携帯用ケースのカバーキャップを指で押し開け、エピペンを取り出します。オレンジ色のニードルカバーを下に向けて、エピペンのまん中を片手でしっかりと握り、もう片方の手で青色の安全キャップを外し、ロックを解除します。



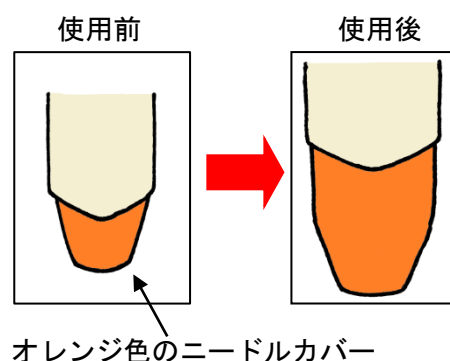
② 注射

エピペンを太ももの前外側に垂直になるようにし、オレンジ色のニードルカバーの先端を「カチッ」と音がするまで強く押しつけます。太ももに押しつけたまま数秒間待ちます。エピペンを太ももから抜き取ります。



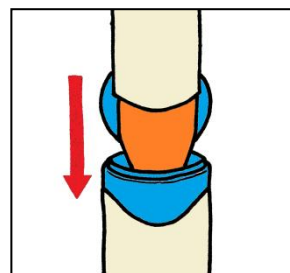
③ 確認

注射後、オレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認します。ニードルカバーが伸びていれば注射は完了です。(針はニードルカバー内にあります。) ニードルカバーが伸びていない場合は、注射は完了していません。再度注射してください。



④ 片付け

使用済みのエピペンは、オレンジ色のニードルカバー側から携帯用ケースに戻します。注射後はニードルカバーが伸びているため、携帯用ケースのふたはしまりません。使用済みのエピペンは医療機関等に渡してください。



エピペン®を使ったら…

- ・必ず救急車を要請し、救急隊にエピペン®を使用したことを伝えます。
- ・医師にエピペン®を使用したことを伝えてください。
- ・医師に太ももの注射部位を示し、エピペン®使用前の症状および使用後の経過を説明してください。

[Ⅱ] 学校給食における食物アレルギーの対応の実際

1. 学校給食での対応実施基準

- (1) 医師の診断・検査により、「食物アレルギー」と診断されていること
- (2) 医師から特定の食物に対して対応の指示があること
- (3) 家庭でも原因食物の除去を行っていること
- (4) 定期的に受診し検査を行い、学校生活管理指導表等の提出があること
- (5) 原則として1年に1回は受診し、評価を受けていること
- (6) 当該児童生徒のアレルギーの程度と、学校給食の施設設備、調理器具、調理従事者の配置状況、代替食購入費用、食品管理状況等を勘案し、対応の判断をすることに理解があること



2. 学校給食での対応の流れ

(1) 食物アレルギーのある児童生徒の把握

① 小学校新1年生について（10月から11月頃）

就学時健康診断で食物アレルギーのある場合は「申し出」を促し、確認する。
（保護者からの申し出があることが原則）

「食物アレルギー対応食実施申請書（新規用）」と「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」を配布し、提出を依頼する。提出された書類をもとに面談を行うことを知らせる。

② 新2年生以上（10月から11月頃）

2月末日までに次年度の対応について面談を行うことを知らせる。

「食物アレルギー対応食実施申請書（継続用）」と「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」を配布し、提出を依頼する。

③ 市内小学校から市内中学校への進学（2月頃）

市内小学校で食物アレルギー対応をしていた児童が、市内中学校に進学する際には、中学校長宛てに、「食物アレルギー児童生徒 面談等記録票」と「食物アレルギー個人調査票」等の書類を当該小学校長が送付する。（小学校は写しを保管する。）私立中学校等へ進学する場合は、保護者と協議する。

関連書類 「食物アレルギー対応食実施申請書（新規用）」様式 1 - ①
「食物アレルギー対応食実施申請書（継続用）」様式 1 - ②
「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」様式 2
「食物アレルギー児童生徒 面談等記録票」様式 3
「食物アレルギー個人調査票」様式 4

（２）面談の実施 （２月頃）

① 面談者 ・ 保護者

・ 学校関係者：学級担任，養護教諭，栄養教諭または学校栄養職員，
管理職，給食主任など

② 面談聴取事項

- （ア） 診察機関，主治医名と指示内容
- （イ） 食物アレルギーの原因となる食品の確認
- （ウ） 食物アレルギーによる既往症や症状・経過（アナフィラキシーの有無，
運動後などの症状を確認）
- （エ） 食物アレルギー以外のアレルギーの有無の確認
- （オ） 家庭での除去食や代替食の状況や対応の方法（コンタミネーションに
についても確認）
- （カ） 学校生活上での留意点（給食当番時の配慮，宿泊学習，調理実習など）
- （キ） 受診状況や服薬などの確認
- （ク） 緊急時の対応についての確認

関連書類 「食物アレルギー児童生徒 面談等記録票」様式 3

（３）食物アレルギー対応委員会の開催（２月～３月）

- ① 構 成 員 校長，教頭，学級担任，給食主任，養護教諭，学校医，
栄養教諭または学校栄養職員，調理員代表など
- ② 開 催 校長は必要に応じて，メンバーを招集し食物アレルギー
対応委員会を開催する。（学校保健委員会等を活用する）
- ③ 検討事項 ・ 学校全体の食物アレルギー対応児童生徒数とその対応を
把握する。
・ 給食対応の方法を検討する。

確認書類 「食物アレルギー対応食実施申請書（新規用）」様式 1 - ①
「食物アレルギー対応食実施申請書（継続用）」様式 1 - ②
「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」様式 2
「食物アレルギー児童生徒 面談等記録票」様式 3 等

- ④ 対応方法 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の食物アレルギー対応の段階的目標・作業整備及び本手引き 10～11 頁「学校給食の提供における食物アレルギー対応の種類」に基づき対応を行う。ただし、各施設における人的及び設備等物理的環境の実状と、食物アレルギーのある児童生徒の実態とを総合的に判断した上で、現状で行うことができる最良の対応とする。

(4) 対応の決定 (3 月～4 月)

- ① 対応の決定
- ・ 対応の決定は、校長が最終的に行う。
 - ・ 学校全体の給食対応者の確認を行う。
- ② 保護者への通知
- ・ 保護者には決定内容の説明を行い、理解を得た上で「食物アレルギー対応食実施決定通知書」を渡す。「食物アレルギー個人調査票」を配布し、提出を依頼する。
 - ・ 給食についての説明（献立内容・使用食材）
 - ・ 各校の調理現場の実状説明（大量調理の状況・施設設備・人的環境や調理業務委託について）
 - ・ 返金などの金銭面の説明（返金の対象の有無）



関連書類 「食物アレルギー個人調査票」様式 4
「食物アレルギー対応食実施決定について（通知）」様式 5

- ③ 「食物アレルギー個人調査票」をもとに、対応児童（生徒）一覧表および緊急時対応マニュアルを作成
- ④ 教職員全体への周知（職員会議等）
- ⑤ 研修の実施（本手引き 15～16 頁にある「発生時の対応」を参考にする）
- ⑥ 給食での対応を開始

(5) 状況の変更

- ① 学校の基本対応に変更が生じた場合
- ② 日々の献立内容や使用食材などに変更が生じた場合
- ③ 医師からの指示内容に変更が生じた場合

関係書類 「食物アレルギー対応（変更・停止）申請書」様式 6

3. 学校給食での対応の流れ（図）

1 食物アレルギーのある児童生徒の把握

就学時健康診断の際等に 保護者からの申し出あり	新規に発症した児童生徒につ いて保護者からの申し出あり (随時)	転入時 等 (必要に応じて確認)
保 護 者 か ら の 申 し 出 を 原 則 と す る		
保護者へ「食物アレルギー対応食実施申請書」「学校生活管理指導表(食物アレルギー用)」配布 「学校生活管理指導表(食物アレルギー用)」を医師に記入してもらい提出するよう依頼 様式1 - ①②「食物アレルギー対応食実施申請書」 様式2「学校生活管理指導表」		

2 面談の実施

保護者との面談実施 (保護者, 校長, 教頭, 担任, 養護教諭, 栄養教諭・学校栄養職員, 給食主任等) 「食物アレルギー対応食実施申請書」「学校生活管理指導表」をもとに保護者と面談する。 様式3「食物アレルギー児童生徒 面談等記録票」 様式4「食物アレルギー個人調査票」

3 食物アレルギー対応委員会の開催

食物アレルギー対応委員会（例 学校保健委員会を中心として）で検討 最 終 的 に は 校 長 が 対 応 を 決 定 様式5 「食物アレルギー対応食実施決定について（通知）」

4 対応の決定

保 護 者

学 校

決定通知の受け取り,
個人調査票の作成・提出

対応児童（生徒）一覧の作成
緊急時対応マニュアルの作成

教職員への周知
研修の実施

状況の変更がある場合
様式6「食物アレルギー対応(変更・停止)申請書」

給食での対応を開始

進級時, 年1回の見直し

進級時, 年1回の見直し

医師が記入した「学校生活管理指導
表」を提出し, 面談を実施

「学校生活管理指導表」の提出を保護
者へ依頼し, 面談を実施

4. 学校給食の提供における食物アレルギー対応の種類

学校給食の提供における食物アレルギー対応には、下記の表のような種類がある。各学校の人的及び設備等、物理的環境の実状と、食物アレルギーのある児童生徒の実態を総合的に判断し、現状で行うことができる最良の対応を関係者と協議して決定する。

A 詳細な献立表による対応

献立の詳細な内容を保護者と学級担任に提示し、児童生徒が各自で除去対応を行う。

【方法】

- ・食物アレルギーのある児童生徒ごとに詳細な献立表（食材・食品ごとに除去すべき原因食品がわかるようにする）を毎月作成し、保護者と学級担任に配布する。

【配慮事項】

- ・児童生徒が除去する食品を把握し、自分で除去できるよう保護者に協力を求める。
- ・担任等も除去する食品を正しく把握しておく。特に児童が低学年の場合は、担任等が補助する。
- ・加工食品については業者に原料配合表やアレルギー食品に関する資料の提示を依頼し保護者に情報を提供する。
- ・同じ学級の他の児童生徒に対し、正しく理解できるように指導する。
- ・誤って食べてしまった場合の対処方法について、よく確認しておく。

B 弁当または一部弁当持参による対応

給食調理で除去食・代替食の提供が困難な場合、給食の一部またはすべてについて弁当を持参してもらう。

【方法】

- ・詳細な献立表をもとに保護者と相談し、事前に弁当で代用するものを決める。
- ・学校の実状に応じて、持参した弁当の安全で衛生的な管理方法を決める。

【配慮事項】

- ・アレルギーの原因食品と同等の栄養価が確保できる食品選択と献立内容を考えることができるよう、保護者を支援する。
- ・担任等も食事内容を把握し、誤食事故が起きないようにする。
- ・保護者や本人の希望により、給食用食器に盛り付けるなど、柔軟に対応する。
- ・同じ学級の他の児童生徒に対し、正しく理解できるように指導する。
- ・誤って食べてしまった場合の対処方法について、よく確認しておく。

C 除去食による対応

原因となる食品を除いた給食（除去食）を提供する。完全除去対応が原則。

【方法】

- ・ 詳細な献立表をもとに保護者と相談し、除去する食品を決める。（連絡ノートなどを作成し、対応の状況を記録しておく）
- ・ 除去食対応について調理指示書や作業工程表・動線図で明確にし、確実にアレルギー対応食を調理・配食する。

【配慮事項】

- ・ 調理道具や配食用食器は専用のものとし、配膳場所及び配膳方法を考慮するなど、アレルゲンが誤って混入しないよう注意する。
- ・ 除去食を該当の児童生徒が間違いなく食べられるように確認する。
- ・ 保護者と相談し決定した内容について、本人にもよく理解してもらう。
- ・ 同じ学級の他の児童生徒に対し、正しく理解できるように指導する。
- ・ 担任等も食事内容を把握し、誤食事故が起きないようにする。
- ・ 誤って食べてしまった場合の対処方法について、よく確認しておく。

D 代替食による対応

原因となる食品を除き、それに代わる食材を補い、栄養価を確保した給食を提供する。

【方法】

- ・ 詳細な献立表をもとに保護者と相談し、代替する食品を決める。（連絡ノートなどを作成し、対応の状況を記録しておく）
- ・ 代替食対応について調理指示書や作業工程表・動線図で明確にし、確実にアレルギー対応食を調理・配食する。

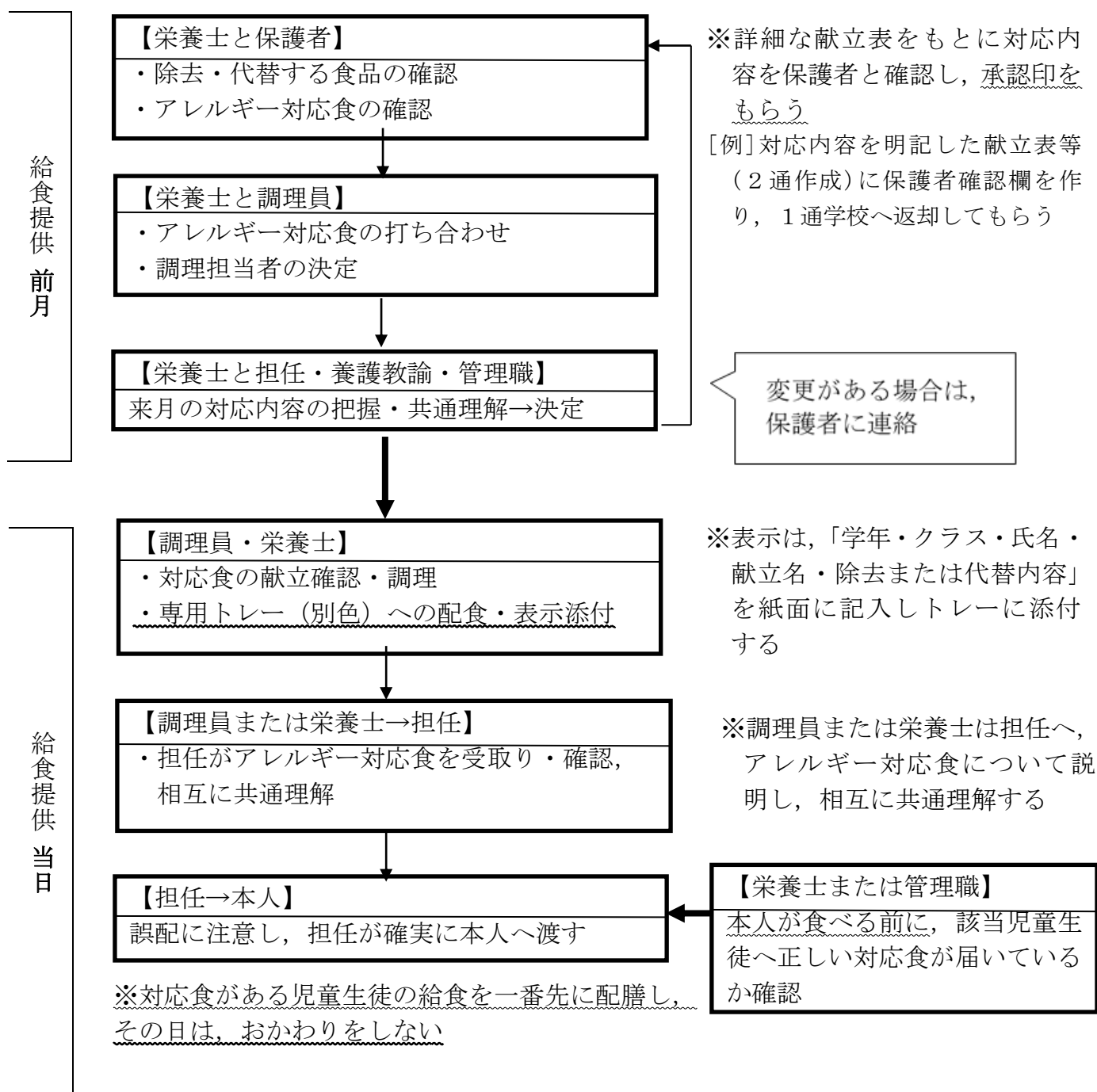
【配慮事項】

- ・ 調理道具や配食用食器は専用のものとし、配膳場所及び配膳方法を考慮するなど、アレルゲンが誤って混入しないよう注意する。
- ・ 代替食を該当の児童生徒が間違いなく食べられるように確認する。
- ・ 保護者と相談し決定した内容について、本人にもよく理解してもらう。
- ・ 同じ学級の他の児童生徒に対し、正しく理解できるように指導する。
- ・ 担任等も食事内容を把握し、誤食事故が起きないようにする。
- ・ 誤って食べてしまった場合の対処方法について、よく確認しておく。

5. 食物アレルギー対応における教職員の役割

校長
・全教職員の共通理解が図られるように指導する。 ・保護者と面談した際に、学校の基本的な考え方等を説明する。 ・実施基準に照らし、関係職員と話し合いの後、対応を決定する。
教頭
・保護者や関係機関の窓口として、全体の連絡調整を行う。 ・学級担任不在時に対応をする。
学級担任
・保護者からの連絡をすぐに関係職員に伝え、連絡を密にしておく。 ・食物アレルギー対応を必要とする児童生徒が安全で楽しい給食時間を送ることができるよう十分配慮する。 ・保護者と面談した際、児童生徒の実態、保護者の要望等を確認しておく。 ・食物アレルギーに対しての正しい認識を持ち、他の児童生徒にも機会をとらえて伝える。 ・緊急時の対応、連絡先を保護者から知らせてもらい、職員間で確認しておく。
養護教諭
・保護者と個別面談を行い、食物アレルギーのある児童生徒の実態を把握する。 ・学級担任、栄養教諭（学校栄養職員）、他の教職員との連携を図る。 ・学級担任：該当児童生徒の食物アレルギー状況の情報を提供する。 ・栄養教諭（学校栄養職員）：学校給食で対応している児童生徒についての情報交換をする。 ・他の教職員：食物アレルギーについての知識や対応について周知を図る。 ・食物アレルギー反応が出た場合の措置方法を確認しておく。 ・主治医、学校医との連携を図る。当該児童生徒が誤食した場合や、運動後に食物アレルギー症状が出た場合の応急処置の方法を事前に確認しておく。
栄養教諭・学校栄養職員
・個別面談時に児童生徒のアレルゲンや症状、家庭での除去食の状況等を把握する。 ・学校給食でどのような対応ができるのかを判断し、校長に報告する。 ・学校給食での対応が決定したら、関係職員・保護者と毎月の対応について協議する。 ・必要があれば、保護者にアレルゲンが明記された詳細献立表、食品成分表を配布しチェックをしてもらい、確認する。 ・給食を提供する場合は、献立作成や作業工程表作成時に、アレルゲンを含む食品に注意を払うとともに、混入がないよう除去食および代替食の調理指示を行う。 ・給食時間の指導について担任に状況を伝えてアドバイスする。 ・食物アレルギーに対しての知識を児童生徒に啓発する。
給食調理員
・食物アレルギーのある児童生徒の実態について理解し、対応の内容を確認する。 ・栄養教諭（学校栄養職員）と話し合いながら、対応を確認した上で、調理指示に従い調理作業にあたる。

6. 毎月の食物アレルギー対応食（除去食・代替食）を提供する場合の流れ（図）



※別色トレー・おかわり無しについては、本人と保護者の同意を得た上で行う

7. 毎月の食物アレルギー対応食（除去食・代替食）を提供する場合の注意点

- (1) アレルギー対応食（除去食・代替食）を提供する場合の流れについて
アレルギー対応食の内容の確認・調理・児童生徒が食するまでの対応経過の図を参考にして、アレルギー対応食を提供する。
 - ・対応食の内容の確認・決定については、毎月、保護者の了承（確認印）を得る。
 - ・対応食がある児童生徒の給食は、一番始めに配膳する。
 - ・該当の児童生徒に間違いなく対応食が届いているか教室に行き確認する。
(栄養士または管理職)

- (2) アレルギー対応児童生徒の「トレイ」について
除去食・代替食を提供する際に、トレイを他と別色の専用のものを使用する。
 - ・色別にすることで、本人を始めとして、周囲も認識、理解することができるようにする。(差別やいじめにつながらないよう配慮する)※本人，保護者の同意を得てから実施

- (3) アレルギー対応児童生徒の「おかわり」について
 - ① 除去食・代替食の対応がある日
「おかわり無し」が一番安心，安全であるため，※本人，保護者の同意を得た上で「おかわり無し」を徹底する。

 - ② 除去食・代替食の対応が無い日
「おかわり承認」するのかどうか，事前に，※本人，保護者の意向を確認し決定する。

- (4) 当該児童生徒以外の児童生徒への対応について
アレルギーの対応については，本人のアレルギーに対する理解や，本人をとりまく児童生徒の理解と思いやる心情を育む必要がある。保護者の協力を得ながら，学級，学年内等で話し合う場を設けるなどの対応をする。

8. 発生時の対応

(1) 状況の把握

現場職員（発見者及び駆けつけた養護教諭等の教職員）

※状況の把握と同時に、職員の応援を頼む。（発症児童生徒を1人にしない）

①全身状態

- ・元気があるかないか、意識があるかないか

②症状

- ・皮膚粘膜症状（部分か全身か）、消化器症状、呼吸器症状、全身性症状
- ・複数症状のアナフィラキシー、アナフィラキシーショック
- ・単独症状でも悪化傾向があるかないか

③発生の現場

- ・場所、時刻、何をしていた時か
- ・食後、発症までにどのくらい時間が経過しているか
- ・疑わしい原因食物の推定等



(2) 現場職員の役割と処置方法

集まった職員で役割分担をする

※処置の方法の順番は、現場の状況により変わる場合あり。

①発症児童生徒の状態と情報の把握

- ・意識、呼吸困難の有無の確認、顔色、呼吸数、心拍数、血圧のチェック
- ・症状が軽ければ、保健室へ連れて行く。（体を縦にしない。）
- ・食物アレルギー個人調査票を用意し、発症児童生徒のアレルギーの状況を確認

②アレルギー除去

- ・口をすすぎ吐き出させる。
- ・皮膚についた場合及び目に入った場合は、水洗いする。

③保護者への連絡

- ・事実の連絡と対処法の確認（学級担任、養護教諭等）

④緊急処方薬の使用

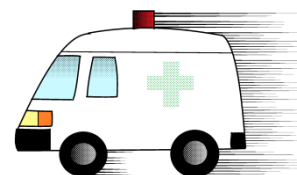
- ・学校生活管理指導表等に従い、内服薬、点眼薬、アドレナリン自己注射薬（エピペン®）の使用

⑤安静にして観察（容体が急変する場合があるので、絶対に目を離さない）

- ・30分以内に症状が軽快した場合でも保護者が到着するまで観察。運動はさせない。1人で帰宅させない。
- ・悪化の傾向が見られる場合は、すぐに救急車を要請する。

⑥救急車出動要請

- ・エピペン®を使用した場合
- ・単独症状の悪化
- ・単独症状でも以前にアナフィラキシーショックを起こしたことがある場合
- ・アナフィラキシー、アナフィラキシーショック
- ・判断に迷った場合



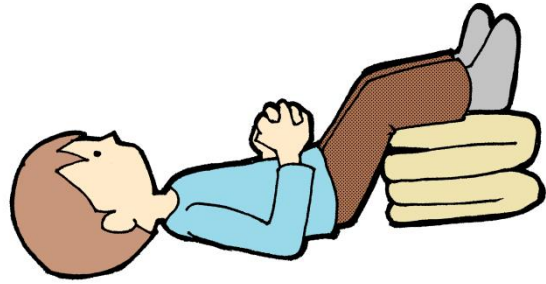
※持参するもの：「学校生活管理指導表」「食物アレルギー個人調査票」
「保健調査票」

⑦体位

- ・意識がはっきりしない場合は、ショック体位をとる。

※ショック体位：仰向けに寝かせ、
足を15～30センチ
程度高くする。

- ・嘔吐しそうな時は、顔を横向きに
し、のどが詰まることを防ぐ。
- ・血圧が下がっている時に体を縦に
すると、脳や心臓に血液が届かな
くなるので注意する。



⑧一次救命処置

- ・気道の確保
- ・自発呼吸のない場合、ただちに人工呼吸，胸骨圧迫を始める。
- ・AEDの準備，装着，使用

⑨教育委員会への連絡

- ・管理職は，指導課へ第1報を入れる。

⑩経過記録

- ・現場職員の1名が記録する。（時刻，各教職員の動きをできるだけ正確に）

（3）事後の対応

①保護者への説明（管理職，学級担任または養護教諭）

- ・経過説明：何を食べて（判明した場合），いつ，どこで，どういう症状になった
か。処置はどのように行ったか。現在の状態はどうか。医療機関に
搬送した場合は病院名。
- ・症状が治まった場合：保護者を呼び，経過を説明する。児童生徒を決して1人
で帰宅させない。医療機関への受診を勧める。

②食物アレルギー対応委員会の召集

- ・必要に応じて学校医等の助言を受ける。
- ・発生原因の究明と再発防止対策の検討
- ・個人調査票等に記録

③教育委員会への報告

9. 本手引き及び概要版の活用について

本手引きは、食物アレルギーのある児童生徒にかかわるすべての方に、知っておいていただきたい内容をまとめたものです。食物アレルギーに関して正しい知識を持ち、適切な対応がなされますよう、本手引きをもとに、研修を実施するなどの活用をお願いします。

特に大切と思われる部分について、概要版（18～19 頁）を作成しました。教職員や保護者への配布，学校の各教室に掲示し，いつでもすぐに見ることができるようにするなど，食物アレルギー対応の周知にご活用ください。

また，概要版「5. 発生時の対応の流れ」をもとにして，ひとりひとりに応じた「個人用緊急時対応マニュアル」を作成し，該当の児童生徒が給食を食べる教室，保健室及び職員室等に備えたり，担任等関係職員が携帯するなど，体制整備をお願いします。個人用緊急時対応マニュアルの作成例を 20 頁に載せましたので参考としてください。個人用緊急時対応マニュアルの作成後は，マニュアルに沿った全教職員による研修の実施により，校内で共通理解が図られるようお願いします。

Memo

(表)

佐倉市学校給食食物アレルギー対応の手引き [概要版]

1. 食物アレルギーとは

原因となる食べ物を食べたり、体についたりした後に、身体に不利益な症状が起こる現象です。

2. 食物アレルギーにより引き起こされる主な症状

- ①皮膚症状：かゆみ、じんましん、むくみ、赤くなる、しっしん
- ②粘膜症状：[眼症状] 目の結膜の充血、むくみ、かゆみ、涙が流れる、まぶたのむくみ
[鼻症状] くしゃみ、鼻汁、鼻がつまる
[口腔咽頭症状] 口の中・くちびる・舌の違和感、はれ、口の中のかゆみ・イガイガ感
- ③消化器症状：腹痛、気分が悪い、嘔吐、下痢、血便
- ④呼吸器症状：のどが苦しい、のどのはれ、かすれ声、苦しい咳、ゼーゼーする、呼吸困難
- ⑤全身性症状：[アナフィラキシー] 多臓器の症状
[アナフィラキシーショック] 脈が早くなる、ぐったり、意識障害、血圧低下



3. アナフィラキシーとは

食べ物、薬物、ハチ毒などが原因で起こる即時型アレルギー反応で、皮膚、呼吸器、消化器など、体全体に症状が現れることです。時に血圧低下や意識喪失などを引き起こすことがあります。こうした生命をおびやかす危険な状態を特に「アナフィラキシーショック」と呼びます。

症状の進行は早く、アドレナリン投与（エピペン®の注射）を含めて迅速な対応が必要です。エピペン®は、ショック症状に陥ってからではなく、その前段階で使った方が効果的です。エピペン®使用後は必ず救急搬送します。



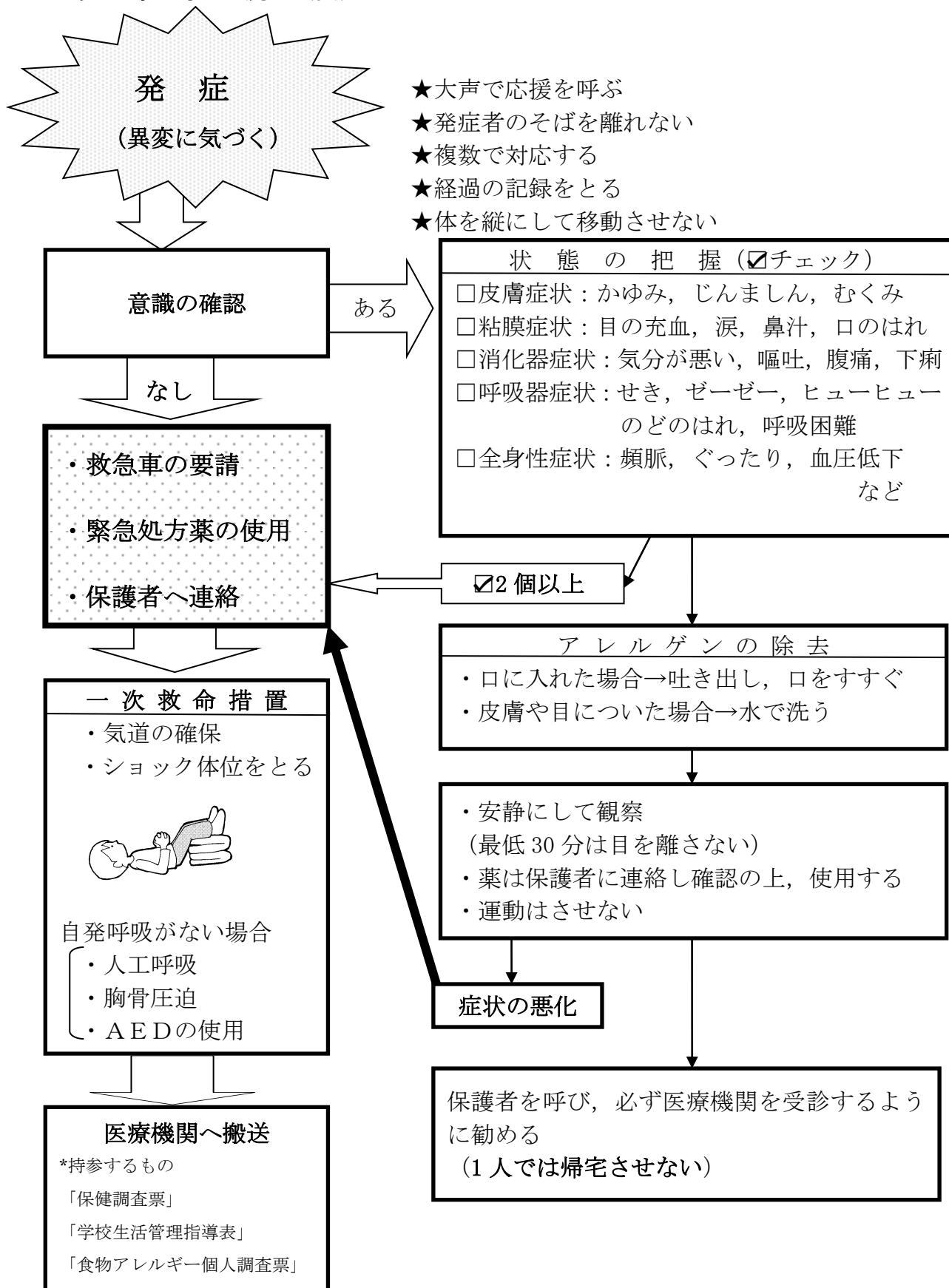
←エピペン®

4. 食物依存性運動誘発アナフィラキシーとは

原因となる食べ物を食べた後、運動を行ったときにアナフィラキシーを起こすことです。アレルギー歴が無い場合でも、突然発症する場合があります。原因となる食べ物は、小麦、甲殻類（えび、かに）が多く、中学生に起こりやすい傾向があります。



5. 発生時の対応の流れ (図)



〇年〇組 〇〇〇〇さん 緊急時対応マニュアル

【アレルギー：卵】

【エピペンの保管場所：本人のランドセル】

【塗り薬〇〇〇の保管場所：本人のランドセル】

★大声で応援を呼ぶ

★〇〇〇〇さん（発症者）のそばを離れない

★複数で対応する

★経過の記録をとる

★体を縦にして移動させない

発 症
(異変に気づく)

意識の確認

ある

なし

- ・救急車の要請
- ・エピペンの使用
- ・保護者へ連絡

一 次 救 命 措 置

- ・気道の確保
- ・ショック体位をとる



自発呼吸がない場合

- ・人工呼吸
- ・胸骨圧迫
- ・AEDの使用

〇〇病院へ搬送

TEL 〇〇〇 - 〇〇〇〇

*持参するもの

「保健調査票」

「学校生活管理指導表」

「食物アレルギー個人調査票」

状 態 の 把 握 (☑チェック)

- ☐ 皮膚症状：かゆみ，じんましん，むくみ
- ☐ 粘膜症状：目の充血，涙，鼻汁，口のはれ
- ☐ 消化器症状：気分が悪い，嘔吐，腹痛，下痢
- ☐ 呼吸器症状：せき，ゼーゼー，ヒューヒュー
のどのはれ，呼吸困難
- ☐ 全身性症状：頻脈，ぐったり，血圧低下
など

消化器，呼吸器，
全身性症状がある

皮膚，粘膜症状
のみ

ア レ ル ゲ ン の 除 去

- ・口に入れた場合→吐き出し，口をすすぐ
- ・皮膚や目についた場合→水で洗う

- ・安静にして観察
(最低 30 分は目を離さない)
- ・塗り薬（〇〇〇）を使用する場合は，
保護者に連絡し確認の上，使用する
- ・運動はさせない

症状の悪化

保護者を呼び，必ず医療機関受診を勧める
(1 人では帰宅させない)

TEL △△△ - △△△△ (自宅)

TEL □□□ - □□□□ - □□□□ (××携帯)

様 式

(佐倉市学校給食) 食物アレルギー対応食 実施申請書 (新規用)

年 月 日

佐倉市立

学校長 様

保護者氏名 _____ ⑩

食物アレルギーによる学校給食への対応について、学校生活管理指導表を添えて下記のとおり申請します。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名	性別 (男・女)	年組	年 組	生年月日	年 月 日
住 所	〒 佐倉市			電話番号	
緊 急 連 絡 先				電話番号	
				電話番号	
かかりつけの 病院・主治医				電話番号	
希 望 す る 対 応 内 容					
除去する食品					
対 応 の 詳 細 ※給食当番時の対応を 含みます					

決 裁 欄	上記申請について、対応の実施が (可 ・ 否) と認められますので、決定してよろしいか伺います。						申請年月日 年 月 日
							決裁年月日 年 月 日
	校 長	教 頭	給食主任	養護教諭	栄養教諭	担任	決定書送付年月日 年 月 日
							給食開始年月日 年 月 日

(佐倉市学校給食) 食物アレルギー対応食 実施申請書 (継続用)

年 月 日

佐倉市立

学校長 様

保護者氏名 _____ ⑩

食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記のとおり申請します。

なお、診断結果は、昨年度と変更が (ありません ・ あります)。

*学校生活管理指導表を添付してください。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名	性別 (男 ・ 女)	年 組	年 組	生年月日	年 月 日
住 所	〒 佐倉市			電話番号	
緊 急 連 絡 先				電話番号	
				電話番号	
かかりつけの 病院・主治医				電話番号	
希 望 す る 対 応 内 容					
除去する食品					
対 応 の 詳 細 ※給食当番時の対応を 含みます					

決 裁 欄	上記申請について、対応の実施が (可 ・ 否) と認められますので、決定してよろしいか伺います。						申請年月日 年 月 日
							決裁年月日 年 月 日
	校 長	教 頭	給食主任	養護教諭	栄養教諭	担任	決定書送付年月日 年 月 日
							給食開始年月日 年 月 日

氏名 _____ 男・女 _____ 年 月 日生

佐倉市立 _____ 小学校

佐倉市立 _____ 中学校

食物アレルギー（あり・なし） アナフィラキシー（あり・なし）

年度	学年	組	年度	学年	組
	1			1	
	2			2	
	3			3	

	4				
	5				
	6				

病型・治療	学校生活上の留意点	緊急時連絡先	★保護者
A 食物アレルギー病型 1 即時型 2 口腔アレルギー症候群 3 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	A 給食 1 管理不要 2 管理必要 B 食物・食材を扱う授業・活動 1 管理不要 2 管理必要		★保護者 電話：
B アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1 食物（原因） 2 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3 運動誘発アナフィラキシー 4 昆虫 5 医薬品 6 その他（）	C 運動（体育・部活動等） 1 管理不要 2 管理必要 D 宿泊を伴う校外活動 1 管理不要 2 管理必要 E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○印がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。		★連絡医療機関 医療機関名： 電話：
C 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》に除去根拠を記載 1 鶏卵 《 》 [除去根拠] 該当するものを《 》内に記載 2 牛乳・乳製品 《 》 ①明らかな症状の既往 3 小麦 《 》 ②食物経口負荷試験陽性 4 ソバ 《 》 ③IgE抗体等検査結果陽性 5 ピーナッツ 《 》 ④未摂取 6 甲殻類 《 》 (すべて・エビ・カニ) 7 木の実類 《 》 (すべて・クルミ・カシュー・アーモンド) 8 果物類 《 》 (9 魚類 《 》 (10 肉類 《 》 (11 その他1 《 》 (12 その他2 《 》 (D 緊急時に備えた処方薬 1 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2 アドレナリン自己注射薬（エピペン®） 3 その他（）	鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス F その他の配慮・管理事項（自由記載）		記載日 年 月 日 医師名 医療機関名

● 学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名： _____

受診日	病型・治療	学校生活上の留意点	記入医療機関及び医師名
	1 裏面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	1 裏面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	
受診日	病型・治療	学校生活上の留意点	記入医療機関及び医師名
	1 裏面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	1 裏面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	
受診日	病型・治療	学校生活上の留意点	記入医療機関及び医師名
	1 裏面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	1 裏面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	
受診日	病型・治療	学校生活上の留意点	記入医療機関及び医師名
	1 裏面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	1 裏面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	
受診日	病型・治療	学校生活上の留意点	記入医療機関及び医師名
	1 裏面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	1 裏面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	
受診日	病型・治療	学校生活上の留意点	記入医療機関及び医師名
	1 裏面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	1 裏面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	
受診日	病型・治療	学校生活上の留意点	記入医療機関及び医師名
	1 裏面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	1 裏面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	
受診日	病型・治療	学校生活上の留意点	記入医療機関及び医師名
	1 裏面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	1 裏面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	
受診日	病型・治療	学校生活上の留意点	記入医療機関及び医師名
	1 裏面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	1 裏面記載内容に変更なし 2 下記事項について変更あり	

食物アレルギー児童生徒 面談等記録票

氏 名		男・女	生年月日	年	月	日
除 去 食 品 及 び 学 校 給 食 で の 対 応						
除 去 食 品						
対応の詳細 ※給食当番時等 の配慮含む						

日 付	保 護 者 と の 面 談 内 容	学 校 で の 対 応	校長 印	教頭 印	養護 教諭 印	栄養 教諭 印	担任 印

様式 3 (裏面)

日 付	保 護 者 と の 面 談 内 容	学 校 で の 対 応	校長 印	教頭 印	養護 教諭 印	栄養 教諭 印	担任 印

様式 4

食物アレルギー個人調査票



原因食品（	）
アナフィラキシーの既往（有・無）	
内服薬（有・無）保管場所（	）
エピペン（有・無）保管場所（	）
救急搬送登録（有・無）	

	佐倉市立 小学校						佐倉市立 中学校		
年 度									
学 年	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3
学 級									
保護者記入欄									
(ふりがな) 児童生徒氏名					性別	男・女	生年月日	年 月 日	
保護者氏名					電 話 番 号				
					緊 急 連 絡 先				
住 所	〒 佐倉市								
主 治 医	病 院 名：						電話番号：		
	主治医名：								
除 去 食 品	※食物によるアナフィラキシーを起こしたことが（ある____年____月 ・ ない）								
症 状 ※変化があった場合は経年経過等を追記してください									
病院・家庭での処置や対応 ※経年経過等を追記してください									
服 薬	日常的に使用している薬：薬名（								
	飲み方（								
緊急時の対応	緊急時に使用する薬：薬名（								
	飲み方（								
緊急時の対応	・保護者連絡先（氏名： 続柄： TEL：）								
	（氏名： 続柄： TEL：）								
	・（ ）病院の（ ）医師に連絡（TEL：）								
	・その他								

学校記入欄

	決 定 (年 月 日)	変 更 (年 月 日)
給食での対応	除去食 ・ 代替食 ・ その他 ()	
対 応 の 詳 細 ※給食当番時等 の配慮含む		

[illegible][illegible]

年 月 日

様

佐倉市立
校長

学校

食物アレルギー対応食実施決定について（通知）

年 月 日付けで申請のあった, 食物アレルギーによる学校給食への対応について, 下記のとおり決定したので通知します。

記

児童生徒氏名		年 組	年 組
対 応 内 容			
対 応 開 始 日	年 月 日		
給食での対応	除去食 ・ 代替食 ・ その他（ ）		
対 応 の 詳 細			
備 考			

年 月 日

佐倉市立

学校長 様

保護者氏名 印

食物アレルギー対応（変更・停止）申請書

標記の件について、下記のとおり申請いたします。

記

児 童 生 徒 氏 名		年 組	年 組
申 請 日	年 月 日		
対 応 変 更 ・ 停 止 の 内 容			
変 更 ・ 停 止 す る 理 由			

注 対応を変更・停止する日については、食材発注等の関係から、変更・停止可能な日からとなります。

参考文献

『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』《令和元年度改訂》
公益財団法人 日本学校保健会

『食物アレルギー診療の手引き 2011』
厚生労働科学研究班

『学校における食物アレルギー対応の手引き』
千葉県教育委員会

『船橋市小学校給食食物アレルギー対応マニュアル』
船橋市教育委員会

『学校給食における食物アレルギー対応マニュアル』
横須賀市教育委員会

『エピペンの使い方 かんたんガイドブック』
ファイザー株式会社

佐倉市学校給食食物アレルギー対応の手引き

発 行 平成25年 3月初版

令和 2 年10月改訂

発行者 佐倉市教育委員会指導課

〒285-8501

千葉県佐倉市海隣寺町97番地

TEL 043-484-6193

FAX 043-486-2501